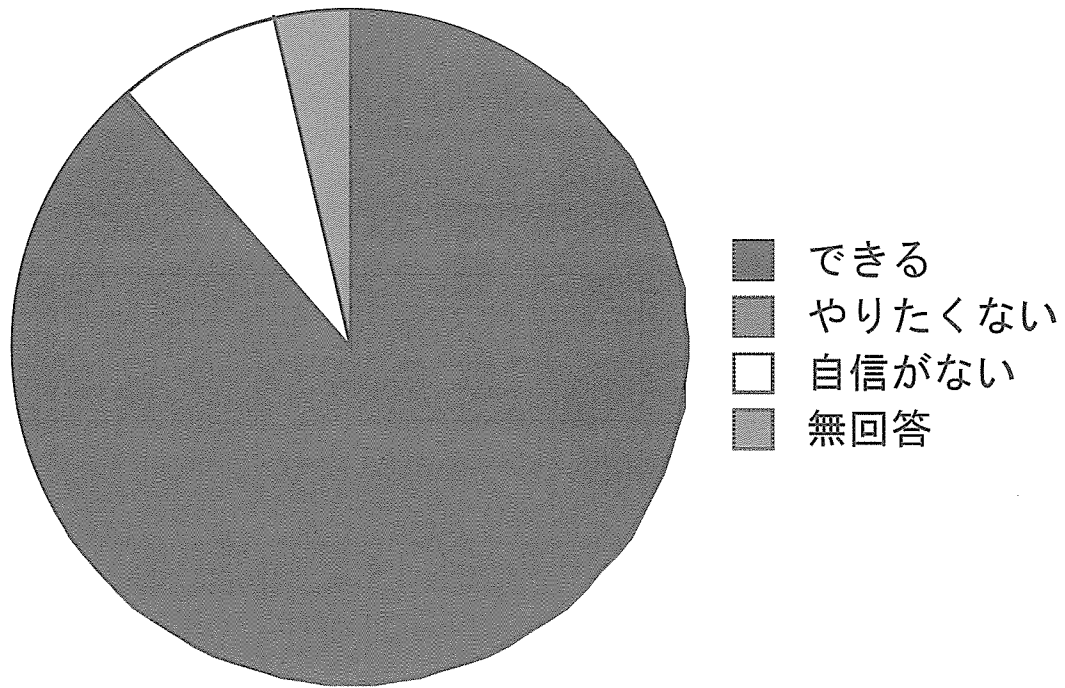


円グラフ : やりたくない手法心臓マッサージ



厚生労働科学研究費補助金  
「循環器疾患等生活習慣疾病対策総合研究事業」  
「自動体外式除細動器 AED を用いた心疾患の救命率向上のための  
体制の構築に関する研究」(H18・心筋-01)  
(主任研究者 丸川征四郎)

平成18年度研究報告

## 分担研究

AED の使用実績の把握と科学的評価法にかかわる研究

分担研究者 横田 裕行  
(日本医科大学高度救命救急センター 教授)

平成19(2007)年3月

## 目 次

1. 研究者名簿	2
2. 分担研究報告書	3
研究要旨	3
A. 研究目的	3
B. 研究方法	3
C. 研究結果	4
D. 考 察	4
E. 結 論	5
F. 健康危険情報	5
G. 研究発表	5
H. 知的財産権の出願・登録状況	5

- 資料5-1 AEDの設置の状況についての報告のお願い（企業宛）
- 資料5-2 非医療従事者がAEDを使用した場合の効果の把握と検証の一層の充実について（企業宛）
- 資料5-3 一般市民が使用したAED使用後のデータ検証に関する協力のお願い（AED販売企業宛）
- 資料5-4 一般市民が使用したAED使用後のデータ検証に関する協力のお願い（公共施設長宛）
- 資料5-5 一般市民が使用したAED使用後のデータ検証に関する協力のお願い（消防署宛）
- 資料5-6 一般市民が使用したAED使用後のデータ検証に関する協力のお願い（MC協議会宛）
- 資料5-7 一般市民が使用したAED使用後のデータ検証に関する報告（様式）

## 研究者名簿

### 分担研究者

横田 裕行 日本医科大学高度救命救急センター

### 研究協力者

川井 真 日本医科大学高度救命救急センター

小井土 雄一 日本医科大学高度救命救急センター

久志本 成樹 日本医科大学高度救命救急センター

布施 明 日本医科大学高度救命救急センター

佐藤 秀貴 日本医科大学高度救命救急センター

荒木 尚 日本医科大学高度救命救急センター

渥美 生弘 日本医科大学高度救命救急センター

近藤 久禎 日本医科大学高度救命救急センター

## AED の使用実績の把握と科学的評価法にかかわる研究

分担研究者 横田 裕行 日本医科大学高度救命救急センター 教授

### 研究要旨

AED 使用、特に PAD における有用性や問題点を考察することは CPA 患者の救命率を向上にとって極めて重要である。本邦では日本光電工業株式会社、フクダ電子株式会社、フィリップスエレクトロニクスジャパン、日本メドトロニック株式会社、レールダルメディカルジャパン株式会社の 5 社が AED の製造、販売に関与している。しかし、AED のメンテナンスや使用後調査に関してはそれぞれ各社独自の体制でフォローアップされ、一般人による AED 使用 (PAD) 状況や使用結果に関しては不明な点が多い。平成 18 年はこれらの会社に協力を求めて、第一段階として現状の AED のメンテナンスや使用後調査に関する現状確認を行った。その結果、それぞれ独自の体制でフォローアップ体制を現在行っていることが明らかになった。一方で民間企業にとって個人情報保護法の関連もあり PAD のデータ自体を公表、あるいは収集することが困難であることも明らかとなった。以上より、これらメーカー側の協力下に厚生労働省や救急医療財団、及び各地域の消防組織やメディカルコントロール協議会を活用した検証システムを構築する必要性が明らかとなり、それらの組織を視野に入れた検証システムの案を作成した。

### A. 研究目的

AED 使用、特に一般人による AED 使用 (PAD) における有用性や問題点を考察することは CPA 患者の救命率を向上にとって極めて重要である。本邦では日本光電工業株式会社、フクダ電子株式会社、フィリップスエレクトロニクスジャパン、日本メドトロニック株式会社、レールダルメディカルジャパン株式会社 (以下、メーカーと略する) の 5 社が AED の製造、販売に関与している。しかし、AED のメンテナンスや使用後調査に関してはそれぞれ各社独自の体制でフォローアップされ、一般人による AED 使用 (PAD) 状況や使用に際しての問題点は不明な点が多い。そこで本研究は現在急速に普及しつつある AED 設置の実態と、PAD の実態と問題点に関する検証システムを構築することを目的とした。

### B. 研究方法

メーカーのワーキンググループである電子情報技術産業協会 (JEITA) 体外式除細動器 WG に協力し以下の点について意見を求めた。

- 1) フォローアップ体制
- 2) 設置場所の把握
- 3) PAD の実態
- 4) PAD の問題点

第一段階として電子情報技術産業協会 (JEITA) 体外式除細動器 WG の会議にオブザーバーとして参加し、当方の研究の目的と協力の依頼、及び上記 4 項目について意見を求めた。

第二段階としてメーカー側から上記 4 項目に対して実態を把握する現実的な検証システムの提案を頂いた。

第三段階としてメーカー側からの提案を分担研究班、主任研究班の中で議論し、当研究班からの PAD 検証システム案を作成した。

## C. 研究結果

### ●JEITA体外式除細動器WGからの結果

メーカーのワーキンググループである電子情報技術産業協会(JEITA) 体外式除細動器 WG に上記1)～4)に関する意見を求めた結果は以下のごとくであった。

#### 1) フォローアップ体制

AED販売後のフォローアップ体制に関してはメーカーごとに、体制は様々であることが明らかとなった。すなわち、販売店や販売員を通じてフォローアップ体制が確立されているメーカー、ユーザーからの自主的な連絡に依存しているメーカー、全く把握していないメーカー等が存在していることが明らかになった。

#### 2) 設置場所の実態

AED販売後、具体的なAED設置場所を把握しているメーカーは一部であった。実際、設置場所はユーザー側の判断でしばしば変更されるのが実際であり、それらの情報をすべて収集することは困難であると考えられた。なお、ユーザーの自主的な届け出により日本救急医療財団のホームページにAED設置場所が公表されているが、平成19年1月4日現在で1647施設であり、販売台数を考慮(約5万台)すると、販売されたAEDの一部しか公表されていないのが実態と言わざるを得ない

(<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>)。

#### 3) PADの実態

個々のメーカー内でのPAD実態把握はユーザーから報告がある場合のみ把握可能である。個人情報に関しては、例えばJR(名古屋、大阪)、横浜市営地下鉄でPADとして使用されたが、PADに関するデータは依頼しても提出してもらえない実態、PADに関しては全く情報がないというメーカーの意見が出された。すなわち、PADに関するかぎりは一部、報道機関によって公表された例外的事例のみ把握可能であるが、一般的には使用前の心電図波形や適切使用の有無、傷病者の転帰などは詳細不明である実態が明らか

かとなった。

#### 4) PADの問題点

上記のようにユーザーの中にはメーカーに個人情報を渡すことに対して抵抗がある。メーカー側から上記の情報開示をユーザーに依頼する場合は、例えば日本救急医療財団や厚生労働省等の公的機関からの協力要請の文書があると円滑となる。

### ● 救急医療財団と厚生労働省の役割

JEITA 体外式除細動器 WG からの結果をもとに当研究班で研究したAED設置状況とAED使用後の検証、特に一般市民が使用したAED使用後の検証法について救急振興財団、および厚生省専門官と協議した。その結果、当研究班としては後述のような検証システムを提案することとした。すなわち、個人情報保護を念頭に公的機関である厚生労働省、あるいは日本救急医療財団からの要請に基づいてユーザー側がAEDの設置状況やAED使用の実態を自発的に報告するという図式である。以下にその具体案を提示する。

## D. 考察

### 1) AED設置状況の把握

日本救急医療財団のホームページ(HP)にはAEDの設置台数が公表されているが(図1)、その割合は販売されたAEDの台数(約5万台といわれている)を考慮すると、極めて低いのが現状である。現在は救急医療財団へのユーザー側からの自発的な報告に頼っている。

一方、AEDを販売したメーカーがユーザーの許可を得ず、そのAED使用時の情報を公表することは現状では出来ない。現時点で可能な対応としてJEITA体外式除細動器WGからは、AED納入時ユーザーにAED使用の際のデータを公表する可否を確認する方法が提案された。しかし、既に購入設置しているユーザーについての

対処法、公表の承諾を得られない場合の対応など、問題点が存在することも指摘された。これらの対応策として例えばガイドライン 2005 の導入に伴い、既に納品したユーザーに対してバージョンアップの要否を各々問い合わせる際に、公表可否を確認することは可能ではないかという意見も出された。

以上の議論を踏まえ、当研究班としては行政の協力、例えば厚生労働省医政局指導課から各メーカーに協力要請を行い、その文書をもってユーザーに情報提供の協力を求めることが最も現実的であると結論した。

## 2) AED の使用後のデータ検証の方法

AED 使用実績把握、使用時の心電図波形、正常作動したか否か、および使用後の傷病者転帰等に関して科学的な評価を行い AED 設置の有効性および問題点について検証することは極めて重要である。しかし現在そのような検証システムは在していない。検証システムを構築する上では上述の設置状況把握と同様に AED を販売、メンテナンスしているメーカー側の協力なしにはあるえない。

公的機関として救急医療財団、厚生労働省、ユーザー、各地域の消防署とメディカルコントロール協議会は PAD 検証の際に活用可能と考える。そこで当研究班はこれらの機関同志の関係を図 2、3 のような図式で示した。そのために、当研究班は厚生労働省から各メーカーに AED 設置状況を救急医療財団に報告する協力依頼文（資料 1）、PAD 時の検証のための協力要請（資料 2）、を作成した。さらに、救急医療財団がメーカー（資料 3）、ユーザー（資料 4）、各地区の消防署（資料 5）、及び各地区メディカルコントロール協議会（資料 6）あてに上記の趣旨と検証作業のデータ提出、あるいは検証の依頼をする文書案を作成した。

## E. 結論

AED 使用、特に PAD における有用性や問題点を考察することは CPA 患者の救命率を向上にとって極めて重要である。本邦では日本光電工業株式会社、フクダ電子株式会社、フィリップスエレクトロニクスジャパン、日本メドトロニック株式会社、レールダルメディカルジャパン株式会社の 5 社が AED の製造、販売に参与している。しかし、AED のメンテナンスや使用後調査に関してはそれぞれ各社独自の体制でフォローアップされ、また個人情報保護法の問題もあり一般人による AED 使用 (PAD) 状況や使用結果に関しては不明な点が多い。今年度はこれらのメーカーに協力を求めて、第一段階として現状の AED のメンテナンスや使用後調査に関して現状の把握を行った。その結果、それぞれ独自の体制でフォローアップ体制を現在は行っていることが明らかになった。一方で民間企業にとって個人情報保護法の関連もあり PAD のデータ自体を公表、あるいは収集することが困難であることも明らかとなった。その結果、これらメーカー側の協力下に厚生労働省や救急医療財団が主体となった AED 設置場所や使用状況、及び各地域の消防組織やメディカルコントロール協議会を活用した検証システムを構築する必要性明らかとなり、それらの組織を視野に入れた検証システムの案を作成した。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

なし

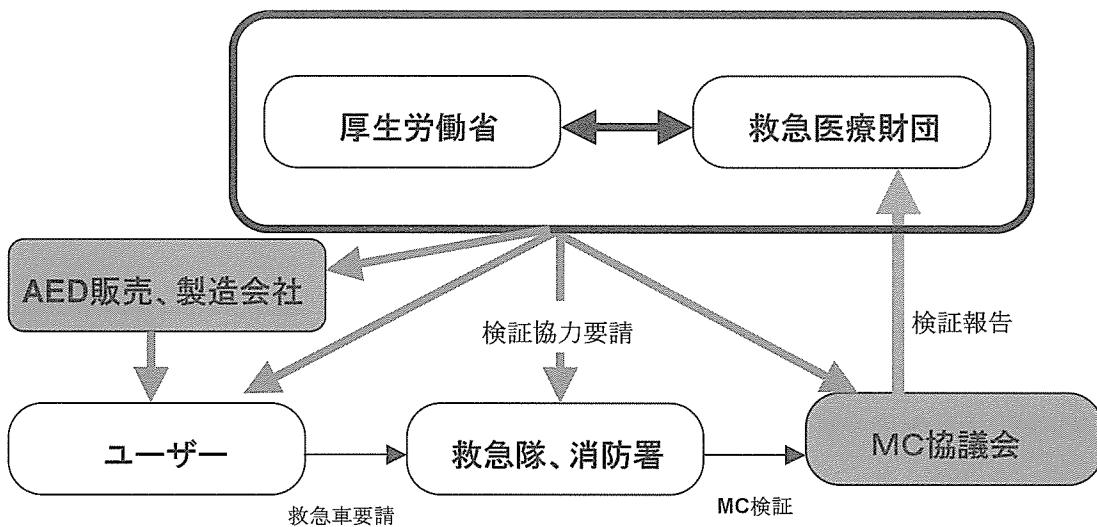
## H. 知的財産権の出願・登録状況

図1、日本救急医療財団のホームページ（HP）



図2、市民によるAED使用後のデータ検証法（案）

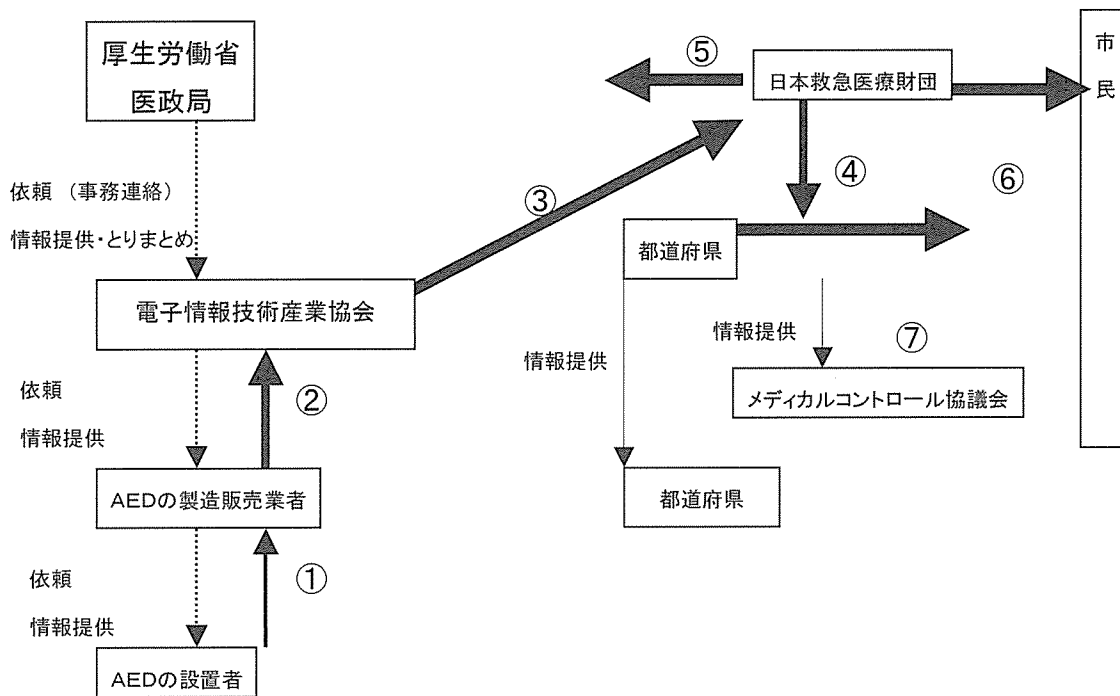
市民がAEDを使用した（PAD）場合のAED内部データの検証システム案





### 図3、AEDの設置状況の把握について(案)

(図2、図1をより具体化したスキーム)



平成 19 年 1 月 日  
事 務 連 絡

電子情報技術産業協会  
AEDワーキンググループ  
事務局 殿

厚生労働省  
医政局 指導課

### AEDの設置の状況についての報告のお願い

昨今、各地域においてAEDの設置が徐々に広まりつつありますが、AEDは、地域の病院前救急医療における重要な役割を果たすことから、都道府県等がその地域のAEDの設置状況についての情報を把握することが望まれます。

また、厚生労働省としても同様に、全国のAEDの設置についての状況を、把握したいと考えます。

そのため、貴団体に属するAEDの設置販売業者が平成19年4月1日以降に販売するすべてのAEDについて、その設置者、設置者連絡先、種類品番、設置場所、設置年月、メンテナンス状況等に関する情報について、貴団体にて取りまとめられた上、日本救急医療財団に御報告いただくよう要望いたします。平成19年3月31日までに販売・設置されたAEDについても、可能な限りの情報をご報告いただくようお願いいたします。

この要望書により日本救急医療財団に報告されたAEDに関する情報については、日本救急医療財団より、当職、各都道府県、国民等に情報提供されます。

また、貴団体に属するAEDの設置販売業者においては、AEDの販売等の際に、AEDの購入者、設置者に対して、AEDの設置の状況についての情報が日本救急医療財団、厚生労働省、都道府県等に対して報告される旨をご説明いただくようお願いいたします。

事 務 連 絡  
平成 19 年 1 月 日

電子情報技術産業協会  
AEDワーキンググループ  
事務局 殿

非医療従事者が AED を使用した場合の効果の把握と検証の一層の充実について

医政局指導課  
救急医療専門官

非医療従事者が AED を使用した場合の効果については、「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」(平成 17 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚労省医政局通知)において、都道府県に対して、救急搬送に係わる事後検証の仕組みの中での確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いしてきたところです。

この AED を使用した場合の効果についての確に把握し検証するためには、予め設置者、使用者に、効果の把握と検証を行うことが大切であることを十分に理解してもらう必要があります。

従いまして、AED を販売する際には各 AED 製造販売業者から下記の点について設置者にご説明いただきますよう、貴団体より各 AED 製造販売業者に対して協力を促されますようお願いいたします。

記

- ・ AED に記録された傷病者の心電図情報等を分析するなどのため、使用された AED を医療機関に提出することにご協力いただきたいこと。また提出された AED を、設置者へ返却することにご協力を頂きたいこと。
- ・ AED に記録された使用に伴う情報については、その傷病者の診療のために使用される他に、傷病者と AED の使用者の個人情報保護に配慮した上で、公的機関において効果の把握と検証に使用されること。
- ・ AED が使用された場合には、設置者は販売会社へ、使用された事実とその状況を報告するよう協力を頂きたいこと。
- ・ 設置者によって行われる非医療従事者に対する AED の説明会、講習会等において、AED を使用した際の効果の把握と検証が大切であり、使用した際には使用者においても効果の把握と検証に出来る限り協力を頂きたいことを設置者から説明していただくようお願いすること

以上

平成19年1月〇日

株式会社

日本光電 殿

フクダ電子 殿

メドトロニクス 殿

フィリップス 殿

レールダール 殿

日本救急医療財団理事長 島崎修次  
同 AED 普及啓発委員会委員長 丸川征四郎

### 一般市民が使用した AED 使用後のデータ検証に関する協力をお願い

前略

時下、皆様方におかれましてはご健勝のことと存じます。

ご承知のように本邦においても急速に自動体外式除細動器 (AED) が普及し、一般市民の方々が AED を使用した事例で救命例が相次いで報告されています。

しかしながら一般市民の方々が AED を使用した際には、AED に記憶されている心電図波形等、科学的に解析すべきデータが検証されていないのが実状です。AED を使用した際の AED に記憶されているデータを科学的に検証することは、更なる救命率向上のためには必須のものであります。つきましては AED 販売時、あるいは販売後のユーザー訪問の際に検証の重要性を説明して頂きたいと存じます。具体的には、ユーザーに対して AED 使用後に活動した救急隊、あるいは救急隊が所属する消防署に AED 内に記録されたデータをお渡し頂けるようにご説明をしていただきたく存じます。また、個人ユーザー以外で、公共性の高い場所に設置している場合は (駅、体育館、競技場、役所など)、日本救急医療財団ホームページの AED 設置場所 (<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>) への登録をお願いしていただきたく存じます。

なお、データ収集に際しては個人情報の漏洩がないように十分配慮して行いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

草々

平成19年1月〇日

〇〇〇〇 体育館 殿

日本救急医療財団理事長 島崎修次  
同 AED 普及啓発委員会委員長 丸川征四郎

### 一般市民が使用した AED 使用後のデータ検証に関する協力のお願い

#### 前略

時下、皆様方におかれましてはご健勝のことと存じます。

ご承知のように本邦においても急速に自動体外式除細動器 (AED) が普及し、一般市民の方々が AED を使用した事例で救命例が相次いで報告されています。

しかしながら一般市民の方々が AED を使用した際には、AED に記憶されている心電図波形等、科学的に解析すべきデータが検証されていないのが実状です。AED を使用した際の AED に記憶されているデータを科学的に検証することは、更なる救命率向上のためには必須のものであります。つきましては一般市民の方々が AED を使用した際に AED に記録されたデータ等を活動した救急隊、あるいは救急隊が所属する消防署にお渡し頂けるようご配慮のほどお願い申し上げます。また、日本救急医療財団ホームページの AED 設置場所 (<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>) への登録を合わせてお願いする次第です。

なお、データ収集に際しては個人情報の漏洩がないように十分配慮して行いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

草々

平成19年1月〇日

〇〇〇〇 消防署 殿

日本救急医療財団理事長 島崎修次  
同 AED 普及啓発委員会委員長 丸川征四郎

### 一般市民が使用した AED 使用後のデータ検証に関する協力のお願い

前略

時下、皆様方におかれましてはご健勝のことと存じます。

ご承知のように本邦においても急速に自動体外式除細動器 (AED) が普及し、一般市民の方々が AED を使用した事例で救命例が相次いで報告されています。

しかしながら一般市民の方々が AED を使用した際には、AED に記憶されている心電図波形等、科学的に解析すべきデータが検証されていないのが実状です。AED を使用した際のデータを科学的に検証することは、更なる救命率向上のためには必須のものであります。つきましては一般市民の方々が AED を使用した際に AED に記録されたデータ等を、AED 設置者の協力を得て、貴地域のメディカルコントロール協議会へお渡し頂きたく存じます。なお、当該メディカルコントロール協議会宛に当方からそのような事例に対する検証のお願いをしているところです。なお、データの収集に際しては個人情報の漏洩がないようにご配慮をお願いいたします。

草々

平成19年1月〇日

〇〇〇地区

メディカルコントロール協議会 殿

日本救急医療財団理事長 島崎修次  
同 AED 普及啓発委員会委員長 丸川征四郎

### 一般市民が使用した AED 使用後のデータ検証に関する協力のお願い

前略

時下、皆様方におかれましてはご健勝のことと存じます。

ご承知のように本邦においても急速に自動体外式除細動器（AED）が普及し、一般市民の方々が AED を使用した事例で救命例が相次いで報告されています。

しかしながら一般市民の方々が AED を使用した際には、AED に記憶されている心電図波形や AED の効果等、科学的に解析すべきデータが検証されていないのが実状です。AED を使用した際のデータを科学的に検証することは、更なる救命率向上のためには必須のものであります。つきましては貴メディカルコントロール協議会が担当する地区で一般市民の方々が AED を使用した際の検証をお願いする次第です。なお、お手数ですが検証結果（書式は別紙、HP からダウンロード可能）は日本救急医療財団（<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>）にご連絡いただけるようにお願いします。

なお、データ管理に際しては個人情報の漏洩がないようにご配慮をお願いいたします。

草々

資料 5 - 7

一般市民が使用した AED 使用後のデータ検証に関する報告

AED 設置場所： \_\_\_\_\_ 都 道 府 県 \_\_\_\_\_ 区 群 市 町 村

AED 設置施設： \_\_\_\_\_

AED 使用日時： 2 0 0 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日    午前、午後 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分

AED 機種、形式： \_\_\_\_\_ 社製 \_\_\_\_\_ 型

傷病者の性別、年齢： 男、女    \_\_\_\_ 歳

AED 装着時の心電図所見： \_\_\_\_\_

PAD 施行後の心電図所見： \_\_\_\_\_

所轄消防署、救急隊： \_\_\_\_\_ 消防署 \_\_\_\_\_ 救急

救急隊到着日時： 2 0 0 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日    午前、午後 \_\_\_\_ 時 \_\_\_\_ 分

救急隊到着時心電図所見： \_\_\_\_\_

医療機関到着時心電図所見： \_\_\_\_\_

傷病者の転帰： \_\_\_\_\_

特記すべき事項



厚生労働科学研究費補助金  
「循環器疾患等生活習慣疾病対策総合研究事業」  
「自動体外式除細動器 AED を用いた心疾患の救命率向上のための  
体制の構築に関する研究」(H18-心筋-01)  
(主任研究者 丸川征四郎)

平成18年度研究報告

分担研究

AED の使用者、被使用者の心のケアに関わる研究

分担研究者 島崎 修次  
(杏林大学医学部救急医学 教授)

平成19(2007)年3月

## 目 次

1. 研究者名簿	2
2. 分担研究報告書	3
研究要旨	
A. 研究目的	3
B. 研究方法	3
C. 研究結果	4
D. 考 察	4
E. 結 論	5
F. 健康危険情報	5
G. 研究発表	5
H. 知的財産権の出願・登録状況	5

資料6-1	報道された市民の AED 使用 (PAD) 事例
資料6-2	PAD 事例にかかわる報道内容
資料6-3	AED 使用市民に対する「こころのケア」
資料6-4	ディブリーフィング実施状況 (スライド)
資料6-5	「こころのケア」に関わる関係者の報告
資料6-6	班研究会で報告された研究資料 (スライド)
資料6-7	愛知万博における AED 実施関係者の報告
資料6-8	東京マラソン関係者の報告
資料6-9	愛知万博における AED の使用者へのアンケート内容

## 研究者名簿

### 分担研究者

島崎修次 杏林大学医学部救急医学

### 研究協力者

野口 宏：愛知医科大学救命救急科

長谷敦子：長崎大学医学部・歯学部附属病院 救急部

今 明秀：八戸市立市民病院 救命救急センター

田中 清：八戸市立市民病院 精神神経科（臨床心理）

## AED の使用者、被使用者の心のケアに関わる研究

分担研究者 島崎修次 杏林大学医学部救急医学 教授

**研究要旨**：市民に AED 使用を勧めているが、AED 使用による心的影響に関する研究は、我が国では全く未知の領域である。そこで、本研究は AED 使用した市民、AED を受けた傷病者・家族等の精神心理的インパクトを調査し、心のケアの要否評価とケアの適切な対応策を検討し、臨床医学的に有効な体系的治療と組織的な対応法を提言することを目的とした。初年度は、市民の AED 使用事例の収集・分析と、心的外傷を合併し専門的な「こころのケア」を受けた 1 事例について調査した。

メディアを介して公表された市民による AED 使用事例は 23 件が確認できた (H17 年 3 月現在)。実施者は、医療関係者および一定頻度者等が 21 事例、偶然に居合わせた市民が使用したのは 1 事例のみであった。この方法で入手した事例の特徴は、全て蘇生成功例であること、事例発生から公表まで長時間が経っていることであった。

「こころのケア」を受けたのは、市民マラソンの運営サポートに参加していたボランティア 2 名であった。AED を施行された傷病者は救急病院で死亡した。臨床心理士によるデブリーフィングが 1 週間以内に行われ、改善を得た。なお、愛地球博、東京マラソンでの事例に関わる手記は心情把握に有用な情報であるため資料として取り上げた。

心のケアが必要となる頻度の高い不成功事例を、迅速に把握するシステムが必要であり、心的外傷を合併した事例には臨床心理士などの専門家による迅速な対応が有効と思われる。過去の事例についても広く調査する必要がある。

### A. 研究目的

AED を実際に使用する当事者となった市民への心のケアは、善意の行為が心的外傷となって残ることを防ぎ、広く AED 使用を普及するために重要である。しかし、AED を傷病者に使用した市民の心的影響を研究した報告は、まだ我が国には見出せない。そこで、本研究は AED を実施した市民、AED を受けた傷病者・家族等の精神心理的インパクトを調査し、心のケアの要否評価とケアの具体的方策について検討することを目的とした。

### B. 研究方法

初年度は、市民による AED 使用事例の精神心理的障害の有無、治療要否を把握することとした。そこで、製造・販売業者を介して AED 使用事例の収集を試みたが、個人情報に属する内容が多く含まれることを理由に、彼らの協力は得られないことが判明した。また、厚労省、日本救急医療財団、日本救急医学会、日本循環器学会、あるいは日本

蘇生協議会 (JRC) などに問い合わせたが、まとまった情報は存在しなかった。さらに、地域メディカルコントロール協議会から情報を得る方策を検討したが、情報の請求・提供の道筋が確立されておらず、該当事例の集積データベースは存在しない現状では、期待する情報の提供を受け取るには長期間が必要との関係者の証言から、この方法も初年度は断念した。そこで、マスメディアやインターネットの WEB から検索し、病院前救護で救急隊やドクターカー以外の人達が実施した AED による除細動実施事例を検索した。

さらに、研究協力者が関与した市民による AED 使用事例について情報の提供を依頼した。特に、1 事例では精神心理的なダメージを受けたと思われる AED 実施者に対して「こころのケア」が行われた。当事者らの協力が得られたため、その内容について経過をまとめることができた。